

山梨県森林環境保全推進事業実施要領

平成24年 6月20日 森整第 290号制定
平成29年 3月29日 森整第1924号改正
令和 2年12月28日 森整第1485号改正
令和 4年 3月15日 森整第2187号改正
令和 5年 7月31日 森整第 881号改正
令和 5年10月31日 森整第1484号改正
令和 7年 4月 1日 森整第 946号改正

第1 趣旨

本県は全国有数の森林県であり、その森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど極めて重要な機能を有している。しかし、社会経済環境の変化に伴い、民有林の多くは手入れが行き届かず、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れがある。

こうした中、公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するため、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」及び「山梨県森林環境保全基金条例」を制定した。

本要領においては、森林及び環境の保全に関する施策のうち、多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりを進めるための事業を推進するため、事業の実施に必要な事項について、山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日 13林整整第885号 林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日 14林整整第580号 林野庁森林整備部整備課長通知）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 対象森林及び造林種別

事業分類毎の対象森林及び造林種別毎の作業内容は次のとおりとする。

1 荒廃森林再生（支援）事業

(1) 対象森林は、次に掲げる要件を満たす森林又は森林内の路線とする。

ア 間伐及び保育間伐（以下、「間伐」という。）

(ア) 対象森林は、地域森林計画に位置付けられている民有林の人工林のうち、次のaからcまでのいずれかに該当する森林とする。

a 収量比数（Ry）が0.85以上であること

b 形状比90以上であること

c 林冠の閉鎖により下層植生の被度が低下し、表土流出のおそれがあ

ること

- (イ) ただし、次のaからeまでに掲げる森林は対象森林から除外する。
- a 県や市町村、一部事務組合が自ら管理する森林
 - b 他の都道府県が所有する森林
 - c 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条第1項に規定する造林地所有者、造林者並びに造林費負担者の三者又は造林地所有者及び造林者の二者が当事者として、同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林
 - d 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する国立研究開発法人が所有する森林
 - e 経済林に位置付けられている部分林

イ 伐採木の林内集積

急傾斜地や沢沿い、人家や施設等に接している森林など、伐倒木の落下や流出などの恐れのある間伐実施区域内の森林とする。

ウ 獣害防除

鳥獣被害が継続して発生している地域の森林のうち、間伐実施区域内の森林とする。

エ 森林作業道開設

間伐に必要な森林内の路線とする。

オ 作業道等補修

間伐に必要な既設路線であって補修の必要な森林内の路線とする。

(2) 造林種別毎の作業内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 間伐

荒廃森林の解消を目的とした不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積とし、次に掲げる実施基準により行うものとする。

- (ア) 本数率30%以上の抜き伐り、かつ収量比数0.10以上の低減を行うこと。ただし、気象災等が懸念される場合、県との協議により変更できるものとする。

イ 伐採木の林内集積

間伐実施区域内において、伐倒木の落下や流出防止を目的とした伐倒木の林内集積とし、間伐と合わせた一体的な整備とする。

ウ 獣害防除

間伐実施区域内の残存木について、野生鳥獣による森林被害の防止を図ることを目的とした鳥獣害防止施設等の整備(皮剥防止工等)とし、間伐と合わせた一体的な整備とする。

エ 関連条件整備活動(間伐)

森林所有者の割り出し、事前準備のための現況調査、所有者との現地踏査や対象箇所の確認、個別調整、予備調査のための周囲測量や図面作成、事業費積算等、間伐の実施に向けた取り組み作業とする。

オ 森林作業道開設

間伐の実施に必要となる山梨県森林作業道作設指針に沿った森林作

- 業道の開設とし、間伐と合わせた一体的な整備とする。
- 力 作業道等補修
間伐作業を実施するに必要な既設作業道・作業路の補修とし、間伐と合わせた一体的な整備とする。
- ヰ 関連条件整備活動（作業道）
森林所有者の割り出し、事前準備のための現況調査、所有者との現地踏査や対象箇所の確認、個別調整、予備調査のための測量や図面作成、事業費積算等、森林作業道の開設に必要な作業とする。

2 里山再生（支援）事業

- (1) 対象森林は、居住地周辺の森林で用材生産を目的としない森林（以下「里山林」という。）であって、地域森林計画に位置付けられている民有林、現況が森林化している耕作放棄地のうち地域森林計画に編入することにより効率的な事業の実施が可能な民有森林とする。
- ただし、次のアからオまでに掲げる森林は対象森林から除外する。
- ア 県や市町村、一部事務組合が自ら管理する森林
- イ 他の都道府県が所有する森林
- ウ 分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林地所有者、造林者並びに造林費負担者の三者又は造林地所有者及び造林者の二者が当事者として、同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林
- エ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する国立研究開発法人が所有する森林
- オ 県が植樹用地として貸付けている森林
- (2) 造林種別毎の作業内容は、次に掲げるとおりとする。
- ア 修景等保全（除伐）
長期間放置され低木類や竹の繁茂により荒廃した里山林における不用木の除去とする。
- イ 侵入竹の除去
里山林に侵入した竹の除去（伐採）とする。
- ウ 伐採木・伐採竹の林内集積
修景等保全及び侵入竹の除去の実施区域内において、野生鳥獣対策や景観向上を図るために行う伐採木竹の林内集積とし、修景等保全及び侵入竹の除去と合わせた一体的な整備とする。
- エ 耕作放棄地編入調査
土地所有者の割り出し、森林への編入が可能な箇所の絞り込みのための予備調査、土地所有者との立ち会い及び現地調査、同意の取り付け等に必要な作業とする。
- オ 関連条件整備活動
森林所有者の割り出し、事業準備のための里山林の現況調査、地域住民による管理体制の整備、所有者との現地踏査や対象箇所の確認、個別調整、予備調査のための周囲測量や図面作成、事業費積算等、事業実施

に必要な作業とする。

3 広葉樹の森づくり推進（支援）事業

(1) 対象森林は、地域森林計画に位置付けられている森林であって、天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない民有林のうち、保安林を除く市町村森林整備計画における公益的機能別森林区域内の森林、及び県有林のうち公益的機能を増進するため、今後、針広混交林化を図る必要がある針葉樹人工林とし、造林補助事業の採択要件を満たす森林とする。

ただし、次のアからオまでに掲げる森林は対象森林から除外する。

ア 市町村や一部事務組合が自ら管理する森林

イ 他の都道府県が所有する森林

ウ 分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林地所有者、造林者並びに造林費負担者の三者又は造林地所有者及び造林者の二者が当事者として、同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

エ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する国立研究開発法人が所有する森林

オ 県が植樹用地として貸付けている森林

(2) 造林種別毎の作業内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 広葉樹造林

広葉樹林の造成を目的とした地拵え、植栽及び保育とする。

イ 獣害防除

植栽区域内において、野生鳥獣による植栽木の食害防止を図るための鳥獣害防止施設等の整備（食害防止工等）とし、植栽と合わせた一体的な整備とする。

ウ 関連条件整備活動

森林所有者の割り出し、事前準備のための現況調査、所有者との現地踏査や対象箇所の確認、個別調整、予備調査のための周囲測量や図面作成、事業費積算等、事業実施に必要な作業とする。

第3 事業の実施

1 実施計画書の作成

(1) 事業主体は、翌年度の年度実施計画書（第1号様式）を前年度の9月末までに作成し、所轄の林務環境事務所長（以下「所長」という。）へ提出しなければならない。

(2) 所長は、翌年度の年度実施計画書の提出があったときは、計画内容の審査を行い、適当と認められるときは、年間の事業箇所、作業等を集計し、毎年10月10日までに翌年度の事業計画書（第2号様式）を作成し、森林環境部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

なお、第3の1の(5)により、事業主体から翌年度の実施計画書の変更又は取り下げの提出があったときは、速やかに翌年度の事業計画書を再提出するものとする。

- (3) 部長は、所長から提出のあった翌年度の事業計画書を取りまとめ、次に掲げる事項を定めた翌年度の事業全体計画書を策定し、第3号様式により次の内容を明らかにして所長に通知するものとする。
- ア 造林種別及び事業主体
 - イ 作業量及び金額
 - ウ その他事業の実施に必要な事項
- (4) 所長は、第3の1の(3)に定める年度事業全体計画の通知があった時は、速やかに翌年度の年度実施計画書を提出した事業主体ごとに、その内容を通知するものとする。(第4号様式)
- (5) 事業主体は、所長に提出した翌年度の実施計画書の内容に変更が生じた場合又は取り下げる場合は、速やかに所長に年度変更実施計画書(第1号様式を準用)を提出しなければならない。

2 協定の締結

本事業の円滑な実施と実施後の森林の適正な管理を確保するため、県、森林所有者、事業主体の三者で事業実施に関する協定を締結するものとする。

また、荒廃森林再生事業において重要インフラ施設周辺の森林整備を行う場合は、重要インフラ施設管理者を含めた四者で協定を締結するものとする。

なお、部分林内で行う事業箇所については、協定書の「森林所有者」を「部分林造林者」に、「所有」を「造林」に読み替えるものとする。

- (1) 協定の締結は、別途通知で定める協定書により行うものとする。
- (2) 協定の締結は、対象森林の事業開始前までに行うものとする。
- (3) 協定の期間は、協定締結の翌日から起算して20年を経過する日までとする

る。

3 竣工検査

所長は、事業主体から補助金交付要綱第6条に基づく補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに山梨県造林補助事業竣工検査内規に準じて書類審査及び現地確認を行い、検査調書(第5号様式)を作成するものとする。

4 事業実施状況の報告

所長は、3月末までに当年度事業実施状況報告書(第6号様式)を作成し、部長に報告するものとする。

第4 事業台帳の整備

所長は、事業実施年度、造林樹別、作業箇所位置等について、山梨県森林環境保全推進事業台帳(第5号様式を準用)を整備し、事業実施年度の翌年度から起算して30年間保管するものとする。

第5 補助金の返還等

- 1 県は、森林所有者若しくは事業主体が協定に違反した場合は、補助金の全部又は一部について、返還措置を講ずることとする。
- 2 県は、森林所有者又は事業主体が補助金を返還することが必要となる事態を防止するため、必要な森林の管理が確保されるように指導することとする。

第6 事業実施期間

実施期間は、平成24年度からとする。

第7 雜則

山梨県森林環境保全推進事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、別に定めるところによる。

附則

- 1 この要領は、平成24年6月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年12月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 4 この要領は、令和4年3月15日から施行し、令和3年12月1日から適用する。
- 5 この要領は、令和5年8月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日前に締結した協定については、従前の内容による。
- 6 この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日前に締結した協定については、従前の内容による。
- 7 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(第1号様式)

番
年 月 日
号

森林環境部長 殿

申請者 住所
氏名 印

年度 山梨県森林環境保全推進事業（変更・取り下げ）実施計画書について

山梨県森林環境保全推進事業実施要領第3の1の（1）（又は（5））に基づき、別紙のと
おり提出します。

(別紙)

年度 山梨県森林環境保全推進事業（変更・取り下げ）実施計画書

事業主体名

計画箇所の所在

事業分類	造林種別	作業量	単位	金額（円）
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
変更（取り下げ）理由				

注1) 補助金申請見込み箇所毎に別葉とすること。

注2) 関連条件整備活動については、必要数量を記入すること。

注3) 作業量に変更が生じた場合は、作業量、金額を見え消しすること。

注4) 金額欄には、事業費(見込額)を記入すること。

注5) 作業量を変更し、または、取り下げる場合はその理由を記載すること。

(第2号様式)

番
年 月 日
号

森林環境部長 殿

林務環境事務所長

年度 山梨県森林環境保全推進事業（変更）計画書について

山梨県森林環境保全推進事業実施要領第3の1の（2）に基づき、別紙のとおり提出します。

(別紙)

年度 森林環境保全推進事業（変更）計画書

林務環境事務所

事業主体名

事業分類	造林種別	作業量	単位	金額（円）
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
変更（取り下げ）理由				

注1) 事業主体毎に別葉とすること。

注2) 事業分類毎、造林種別毎に記載すること。

注3) 金額欄には、事業費(見込額)を記入すること。

注4) 作業量を変更し、または、取り下げる場合はその理由を記載すること。

(第3号様式)

番
年 月
号
日

林務環境事務所長 殿

森林環境部長

年度 山梨県森林環境保全事業全体（変更）計画書について

山梨県森林環境保全推進事業実施要領第3の1の（3）に基づき、 年度事業全体計画書
を別紙1、2のとおり策定しましたので、通知します。

年度 山梨県森林環境保全推進事業全体（変更）計画書

林務環境事務所（全体）

事業分類	造林種別	作業量	単位	金額（円）
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	

注) 別紙2を集計すること。

年度事業全体（変更）計画書

林務環境事務所

事業主体名

事業分類	造林種別	作業量	単位	金額（円）
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	

注) 事業主体毎に別葉とすること。

(第4号様式)

番
年 月 日
号

年度実施計画提出者 殿

林務環境事務所長

年度 山梨県森林環境保全推進事業全体計画について

年 月 日付けで提出された翌年度の年度実施計画については、別紙のとおり
翌年度の事業全体計画が策定されましたので、速やかに事業に着手して下さい。

(別紙)

年度事業全体（変更）計画書

事業主体名				
事業分類	造林種別	作業量	単位	金額（円）
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha	
	伐倒木の林内集積	()	ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha	
	森林作業道開設		m	
	作業道等補修		m	
	関連条件整備活動(作業道)	()	m	
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha	
	侵入竹の除去	()	ha	
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha	
	耕作放棄地編入調査	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha	
	獣害防除	()	ha	
	関連条件整備活動	()	ha	

注) 第3号様式（別紙2）を準用する。

(第5号様式)

事務所	市町村	申請者	補助事業区分

森林環境保全整備事業（第1回） 森林環境保全推進（支援）事業竣工検査調書

検査員氏名	
検査年月日	

(第5号付表)

苗木本數調查表

注1) 広葉樹の森づくり推進(支援)事業を実施した場合に記載すること。

注2) 整理番号は、第6号様式の1の整理番号と一致させること。

注3) 補助事業採択欄については、別に定める基準に適合しているか否か確認すること。

(第6号様式)

番
年 月 号
日

森林環境部長 殿

林務環境事務所長

年度 山梨県森林環境保全推進事業実施状況について

山梨県森林環境保全推進事業実施要領第3の5に基づき、別紙のとおり報告します。

(別紙)

年度 山梨県森林環境保全事業実施状況報告書

林務環境事務所

事業主体

整理番号

事業分類	造林種別	事業量	単位	推進事業 県義務補助額 (円)	支援事業 補助額 (円)
荒廃森林再生（支援）事業	間伐		ha		
	伐倒木の林内集積	()	ha		
	獣害防除	()	ha		
	関連条件整備活動(間伐)	()	ha		
	森林作業道開設		m		
	作業道等補修		m		
	関連条件整備活動(作業道)	()	m		
里山再生（支援）事業	修景等保全(除伐)		ha		
	侵入竹の除去	()	ha		
	除伐木・伐採竹の林内集積	()	ha		
	耕作放棄地編入調査	()	ha		
	関連条件整備活動	()	ha		
広葉樹の森づくり推進（支援）事業	広葉樹造林		ha		
	獣害防除	()	ha		
	関連条件整備活動	()	ha		

注1) 事業主体、整理番号ごとに別葉とする。